
監査委員公表

監査委員公表第3号

令和3年3月22日付 R02-21000-01093 及び R02-21000-01105 の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年8月6日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和仁
同	吉	村	洋
同	坂	本	浩

R03-01090-01499

令和3年6月7日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	吉村	洋	様
長崎県監査委員	坂本	浩	様

長崎県知事 中村 法道

(公 印 省 略)

令和2年度普通会計定期監査(後期)結果に係る措置について(通知)

令和3年3月22日付 R02-21000-01093 にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	総務	五島振興局 管理部税務課	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等)</p>	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、昼夜の電話や自宅等への訪問などにより早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の92.0%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」を通じ、市町と連携・協働を図るとともに、地方税法第48条による特例徴収の活用により更なる収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>こういった取組みにより収入未済は減少しておりますが、個人事業税で大口案件が1件発生したことから前年度より収入未済額が増加しています。当該案件については、国・県・市の三者で情報共有・協力して対応してまいります。</p> <p>今後とも、適正・公平な賦課徴収を行い、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、県税収入の確保に努めてまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった納税者に対し、納税の緩和制度の活用を図るなど、納税者の置かれた事情に配慮し、迅速かつ柔軟な対応を行っております。</p>
2	総務	壱岐振興局 管理部税務課	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等)</p>	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、電話、自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の94.7%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」の枠組みのもと壱岐市の職員と共に滞納者への折衝及び滞納処分を実施するなど、個々の実態に即した滞納整理を重点的に行い、収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>こういった取組みにより収入未済は年々減少しておりますが、所在不明等による接触困難案件が数件発生したため、前年度より収入未済額が増加しています。</p> <p>今後とも、滞納者の実態に応じて効果的な徴収対策を講じて、更なる適正・公平な賦課徴収に努め、県税収入の確保を行ってまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった納税者に対し、納税の緩和制度の活用を図るなど、納税者の置かれた事情に配慮し、迅速かつ柔軟な対応を行っております。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
3	総務	対馬振興局 管理部税務課	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等)</p>	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、電話による催告や自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の98.2%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」の制度や執務室の共同化に併せ、令和元年度から実施している縣市職員の相互派遣の利点を最大限に活用し、市との連携・協働を強化して効果的な滞納整理を行うことで収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>こういった取組みにより収入未済は年々減少しておりますが、令和元年度現年分は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に観光業の収益の著しい減少に加え、韓国系法人代表者の帰国等の理由で接触困難となった事案が発生したため、収入未済額の縮減を図ることができませんでした。</p> <p>今後とも、個人県民税の滞納繰越分については、市の職員と共に折衝及び滞納処分を実施するなど、個々の実態に即した実効性の高い滞納整理を講じることにより、県税収入の確保に努めてまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった納税者に対し、納税の緩和制度の活用を図るなど、納税者の置かれた事情に配慮し、迅速かつ柔軟な対応を行っております。</p>
4	地域振興	対馬振興局 管理部総務課	<p>事実の証明手数料に係る証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない。</p>	<p>今回の指摘は、長崎県証紙条例施行規則に定められた、証紙収入実績簿の作成を失念していたものです。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、今後同様の事案が発生しないよう、</p> <p>①綴りファイル作成時、根拠条文等をファイル表紙の裏面に貼り付けるとともに、証紙収入実績簿を常にファイルのトップに配置する。</p> <p>②決裁時、決裁文書をバインダーで回すのではなく、ファイルごと決裁に回すよう、表紙及び背表紙にその旨を記載する。</p> <p>③証紙収入実績簿自体に、①の「トップに配置する」及び②の「ファイルごと決裁」の旨を記載する。などの再発防止策を講じました。</p> <p>今後も適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
5	地域振興	五島振興局 管理部総務課	<p>長崎県公舎建築物及び建築設備点検業務委託(五島市地区)において、契約保証金の免除ができる事業者であることから、契約保証金を徴していないが、免除の手続きを行っていない。</p>	<p>当初は予定価格500万円超の委託業務であったため、調査・設計・測量業務等入札参加資格名簿より業者の選定を行い、施行伺は「契約保証金を徴する」契約案で決裁をとりましたが、入札の結果、契約保証金を免除できる業者が落札いたしました。そのため、契約書は「契約保証金は免除する」と変更すべきところ、当初契約書案のまま契約を締結していたため指摘を受けたものです。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、十分なチェックリストの活用を図るとともに、入札結果を踏まえた最終契約書案について所属内の複数人で再度確認を行うこととし、適切な契約事務に努めてまいります。</p>
6	地域振興	五島振興局 管理部総務課・農林部 家畜衛生課	<p>廃止された公印の物品不用決定が著しく遅延している。</p>	<p>組織改正により不用となった公印について、平成21年3月31日付で公印廃止届を知事に提出しておりましたが、保存期間の5年間を経過したのちに行うべき不用決定と処分決定の手続きを失念していたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>当該公印については、不用決定を行い、令和2年1月30日に処分を完了いたしました。</p> <p>指摘を踏まえ、保存期間を経過しないと不用決定できない物品については、物品管理簿の備考欄に処分年度を追記し、事務引継ぎの処理漏れを防止するとともに、配置物品管理者のみならず物品管理者においても確認できるように、年度初めのチェックリストに保存期間・処分に関する事項を明記し、複数のチェック機能が働くよう「見える化」するなどの再発防止策を講じてまいります。</p> <p>今後は、物品取扱規則等の周知を図り、同様の事案が生じないよう適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
7	県民生活環境	環境保健研究センター	<p>雨漏り・水漏れ調査を発注しているにもかかわらず、その調査結果を待つことなく、実際には原因ではなかった緑化事業で設置した設備が原因であるとして、その一部を廃棄している。</p> <p>また、設備を処分するにあたって、産業廃棄物処理業の許可を有していない業者に行わせているなど、産業廃棄物の処分にかかる手続きが不適切である。</p>	<p>雨漏り・水漏れ調査を実施するためには、緑化事業で設置した設備の取り外しが必要であり、撤去・処分まで一括して発注してしまいました。処分の手続きについては、今後一括して処分することのないよう、方針の検討を含め処分の手続きを行うまでのフロー図を作成し、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>また、産業廃棄物の処分についても、法令等を遵守し、適切な処理手続きを行ってまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
8	県民生活環境	環境保健研究センター	<p>風力発電装置及び太陽光発電装置で、故障が長期間放置されており、当初期待した効果が十分に発現されていない。(3E)</p> <p>また、従物内訳書が更新されていないものがある。</p>	<p>風力発電装置については、修繕を行っても十分な発電量が見込めないことや、当センターへの電力供給が想定されていなかったことから修繕等を行っておりませんでした。今後は関係法令等を確認のうえ、関係課と協議を行ってまいります。</p> <p>太陽光発電装置については、現在、修繕費用、撤去費用について調査中であり、費用対効果の検討を行ったうえで、具体的な対応を検討してまいります。</p> <p>従物台帳については、すでに更新を行いました。今後は適切に管理を行ってまいります。</p>
9	福祉保健	西彼福祉事務所	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(生活保護費返還金等)</p>	<p>収入未済については、福祉保健課と連携のうえ、保護受給中の債務者に対する納入指導や、保護費との調整が可能なケースへの対応処理などに取り組むとともに、一括返還が困難な世帯に対して履行延期特約の相談に応じる等、未収金の縮減に取り組んでまいります。</p> <p>また、被保護世帯に対する収入申告義務の周知徹底や定期的な家庭訪問等による生活状況の適切な把握により新たな未収金の発生防止に努めてまいります。</p>
10	福祉保健	上五島福祉事務所	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(生活保護費返還金等)</p>	<p>収入未済については、福祉保健課と連携のうえ、保護受給中の債務者に対する納入指導や、保護費との調整が可能なケースへの対応処理などに取り組むとともに、一括返還が困難な世帯に対して履行延期特約の相談に応じる等、未収金の縮減に取り組んでまいります。</p> <p>また、被保護世帯に対する収入申告義務の周知徹底や定期的な家庭訪問等による生活状況の適切な把握により新たな未収金の発生防止に努めてまいります。</p>
11	福祉保健	子ども医療福祉センター	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(障害福祉使用料等)</p>	<p>家庭訪問、夜間の電話催告、文書による督促・催告に取り組んでおります。また債権管理嘱託員による訪問徴収も実施しております。引き続き、収入未済額の解消に努めてまいります。</p>
12	福祉保健	西彼福祉事務所	<p>生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業業務委託において、仕様書に効果測定項目を定めているがそのデータ等を提出させておらず、十分な事業評価が行われていない。</p>	<p>効果測定項目に係る関係資料について、委託事業者から提出がなされ、本事業に参加した児童・生徒に関する学力の向上や心理・行動面の変化等による評価から、本事業による一定の学習支援効果、居場所効果を確認したところです。</p> <p>今後は、仕様書に基づき適正に処理するとともに、本事業の効果的な実施継続に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
13	福祉保健	長崎こども・女性・障害者支援センター	地方講演会開催事務委託において、施行伺に積算根拠が添付されておらず不明確である。また、契約期間外の費用を含め委託料を支出している。	今後は、積算根拠を明確にし、適正な予定額の積算に努めてまいります。 また、契約期間の見直しを行うとともに、精算時には複数の職員による内容チェックを徹底いたします。
14	福祉保健	こども医療福祉センター	麻酔器の定期点検及び緊急保守を内容とする業務委託において、予定額を総額のみで設定しており、積算根拠が不明確である。 また、年度末まで緊急保守業務が継続するにもかかわらず、契約書に定期点検完了後に契約額の全額を請求できる条項を設け、年度途中で全額を支払っている。	今後は、積算根拠を明確にし、適正な予定額の積算に努めてまいります。 また、契約額の支払いについては、契約条項に基づき再委託を承諾したメーカーが定期点検を実施するため、点検終了後に全額を請求できる条項を設けていたものですが、令和2年度の契約から委託(保守業務)期間終了後に契約額の全額を請求できる条項としております。
15	水産	五島振興局上五島支所建設部管理・用地課	漁港施設使用料ほかについて、納付が遅延しているものの督促を行っていない。	納入期限を過ぎた者に対して、速やかに電話、訪問等により納入を催告していきます。 催告に従わない時は督促してまいります。
16	水産	総合水産試験場	漁業調査船用燃料(A重油)単価契約において、代行給油の業者以外の者から給油を受けており、また代行給油の場合の品質確認を行っていない。	代行給油を行う際に必要な書類は燃料単価契約を締結している業者を通じて整備しました。 今後、代行給油に当たっては、品質確認用サンプルの提供を含め、契約に基づく適正な手続きを行うよう、業者及び調査船乗組員に対して徹底しました。
17	水産	総合水産試験場	展示水槽保守点検業務において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、契約どおりに業務が実施されているか確認していない。 また、令和2年度の契約においても履行の確認が十分でなく、適正な業務の指導・監督が行われていない。	昨年度の委託契約の未履行分については契約相手方と協議のうえ、返還金の戻入手続きを行いました。 また、今年度分の委託についても業務内容を精査し、委託料の減額変更を行いました。 今後は再発防止のため、所属内で仕様書と実績報告書の照合及び履行確認の徹底を図ります。
18	水産	総合水産試験場	昨年度の監査での指導にもかかわらず、毒物劇物が一般の試薬と同じ場所に保管されている。 また、管理簿に登録されないまま保有している劇物がある。	一般試薬の保管場所に混在していた毒物劇物は速やかに専用の保管場所に収納し、また、未登記の劇物は管理簿に整理しました。 今後、複数名で保管状況を確認し、混在や未登記が発生しないよう徹底します。

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
19	水産	五島振興局 上五島支所 建設部管 理・用地課	漁港施設等の目的外使用許可等において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。	課内の許可一覧表に原状回復届受理のチェック欄を追加し、課内全員が確認するようにしました。許可期間後に提出がない申請者には個別に連絡することで今後の再発防止に努めてまいります。
20	水産	五島振興局 上五島支所 建設部管 理・用地課	漁港施設占有許可において、許可期間満了後、県の土地に建物等が残されたままになっている。	個人所有物については、占有申請又は撤去するよう指導を継続するとともにその他の残存物件については、臨港道路を管理する漁港管理者として、臨港道路を通行する人や車両の安全を確保する義務があることから、建物等が倒壊するなどして臨港道路の利用者が被害を受けることがないように安全確保に努めてまいります。
21	農林	対馬振興局 農林水産部 林業課	木材業者及び製材業者登録証の交付事務において、有効期限を誤っており、再発行などの是正措置が取られていない。	木材業者及び製材業者登録の更新事務において、登録の有効期間が3年間とされているところ、期間満了日の認識の誤りにより、所定の期間より2日超える有効期間を設定していたものや登録年月日の認識の誤りにより、更新前の有効期限到来前に新たな更新期間を設定したことで登録事業者の期限の利益を損なった状態となっていたものについて、誤りが判明した後も再発行などの是正措置が取られていなかったため、今回指摘を受けたものであります。 指摘を受けた後、正しい有効期間で再登録を行い、登録証を再交付して是正を図りました。 また、これまで起案時には更新後の有効期間を空欄として、決裁後に担当者が記入していたものを、あらかじめ起案時の登録簿(案)及び登録証(案)に登録年月日及び有効期間を記載することとし、あわせて複数人で行うチェックリストを整備することで、有効期間の確認を組織として行う再発防止策を講じました。 今後、同様の事案が生じないように、適正な事務の執行に努めてまいります。
22	農林	農業大学校	野菜温室自動カーテン改修工事において、入札保証金を免除できるにもかかわらず、特段の理由もなく徴している。 また、契約保証金について、契約額(税込み)の10%以上を徴すべきところ、納付額が不足している。	野菜温室自動カーテン改修工事において、指名した事業者は財務規則第96条により入札保証金を免除することができるにもかかわらず、入札保証金を徴していたことについて指摘を受けたものであります。 また、契約保証金について、契約額(税込み)の10%以上を徴すべきところ、入札保証金として徴した入札金額の5%の額のみを契約保証金として充当していたため、納付額が不足していることについて指摘を受けたものであります。 これは、入札事務・契約事務の確認不足及び認識誤りにより生じたものであり、今後は、同様の事案が生じないように、財務規則や契約事務マニュアル等の確認を徹底するとともに、契約事務チェックリストに「入札保証金にかかる知事が定める資格の有無、契約保証金が契約金額の10%以上」を追記するとともに、チェックリストを活用した複数人によるチェック体制を構築することで再発防止を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
23	農林	県央振興局 農林部検査課、農村整備課、諫早湾干拓堤防管理事務所	<p>水位計等について、使用見込みがないにもかかわらず具体的な処分方法が検討されていない。</p> <p>また、借入期間を過ぎたパソコン等の返却が遅延している。</p>	<p>水位計や超遠心機ほか4物品について、過去5年以上にわたり使用実績がないにもかかわらず、具体的な処分方法が検討されていないことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>水位計については、故障により使用不能であることから廃棄処分を行うこととしております。他の物品については、検査方法等の変更により使用見込みがないことから、有効活用ができる他機関を確認のうえ、1物品については農林技術開発センターに所管転換することとし、4物品については廃棄処分を行うこととしております。</p> <p>今後は、毎年度実施する物品の一斉点検時に使用状況を確認のうえ、使用見込みがない物品については、他の所属への所管転換や廃棄処分を検討するなど適正な管理に努めてまいります。</p> <p>また、借入期間を過ぎたパソコン及び複合機の返却がされていないため、返却が遅延しているとして指摘を受けたものであります。</p> <p>返却が遅延していた物品については、令和2年10月29日に一括導入のパソコンは情報システム課へ、所属導入の複合機はリース元へ返却いたしました。</p> <p>今後は、一括導入のパソコンについては、入替作業終了後に情報システム課で確認することとなっておりますが、所属においても回収漏れがないか確認を徹底することとし、所属導入の機器については、契約期間終了前に契約業者と返却日の確認を行うことで、適正な管理に努めてまいります。</p>
24	農林	県央振興局 農林部諫早地域普及課	<p>消耗品出納簿に登録されていない劇物がある。</p>	<p>毒劇物については消耗品出納簿へ登記して管理すべきところ、登記されていない劇物があったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>当該劇物は、使用期限が切れていたため、指摘を受けた後、消耗品出納簿へ記載したうえで、令和3年2月に廃棄処分いたしました。</p> <p>また、他の毒劇物について、登記の有無を確認した結果、登記漏れはありませんでした。</p> <p>今後は、毒劇物を購入する際の購入伺書に「消耗品出納簿への登記」のチェック欄を設け、購入費を支出する際に、登記されていることを確認したうえで支出することといたします。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
25	農林	県央振興局 農林部長崎地域普及課、諫早地域普及課、大村・東彼地域普及課、農業企画課	<p>公用車等運転確認簿による所属長等の確認及び記録が行われていないものがある。</p> <p>また、日常点検が行われていないものがある。</p>	<p>公用車等運転確認簿による運転者の健康状態等の記録及び所属長等の確認、並びに車両の日常点検が行われていない案件があったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>これは、運転確認簿とは別に、公用車使用簿を作成していたことから、使用簿にのみ記入すれば足りるという誤った認識が生じたために発生したものであります。</p> <p>指摘を受けた後、別冊で作成していた運転確認簿と公用車使用簿の様式を統合し、所属長等の運転確認欄を設けることにより、確認等の漏れがないようにいたしました。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう、関係規則等を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
26	農林	五島振興局 管理部総務課・農林水産部家畜衛生課	廃止された公印の物品不用決定が著しく遅延している。	<p>組織改正により不用となった公印について、平成21年3月31日付で公印廃止届を知事に提出していましたが、保存期間の5年間を経過したのちに行うべき不用決定と処分決定の手続きを失念していたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>当該公印については、不用決定を行い、令和2年1月30日に処分を完了いたしました。</p> <p>指摘を踏まえ、保存期間を経過しないと不用決定できない物品については、物品管理簿の備考欄に処分年度を追記し、事務引継ぎの処理漏れを防止するとともに、配置物品管理者のみならず物品管理者においても確認できるように、年度初めのチェックリストに保存期間・処分に関する事項を明記し、複数のチェック機能が働くよう「見える化」するなどの再発防止策を講じてまいります。</p> <p>今後は、物品取扱規則等の周知を図り、同様の事案が生じないよう適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
27	農林	農林技術開発センター	故障等により使用見込みのない重要物品や管理簿に登記されないまま置かれている物品等について、具体的な処分の検討がされていない。	<p>故障等により使用見込みのない重要物品や物品管理簿に登記がない旧式のパソコン等が処分されないまま放置されている状況について、指摘を受けたものであります。</p> <p>放置されていた物品等については、使用できる状態ではないため産業廃棄物として廃棄する予定としております。</p> <p>今後は、毎年度実施する物品の一斉点検時に使用状況を確認のうえ、使用見込みがない物品については、廃棄処分や他の所属への所管転換を検討するなど適正な管理に努めてまいります。</p>
28	土木	五島振興局 建設部管理・用地課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(港湾施設使用料等)	<p>【平成30年度、令和元年度発生未収金:1名】 「港湾施設整備特別会計:港湾施設使用料他2件」 債権者に対して、毎月面談と納付指導を実施し、これまで3回の部分納付があっていますが、債権者が令和2年10月に死亡したため、相続人の追跡調査を行ったところです。</p> <p>今後、相続人に対して催告を行い、収入未済債権の徴収に努めてまいります。</p>
29	土木	対馬振興局 管理部総務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(過払い報酬の返還金)	<p>当該未収金は、当時雇用していた嘱託職員が報酬支払い後に無断欠勤したことにより、その欠勤日数分の報酬が過払いとなったものです。</p> <p>当該債務者は遠方に居住していることから、文書や電話などにより過払い金の返還を求めているところであり、引き続き、債権管理室と連携を図りながら、収入未済の解消に努めてまいります。</p>
30	土木	五島振興局 上五島支所 建設部管理・用地課	港湾施設目的外使用許可及び調定において、実際の決裁日より大幅に遡って処理を行っている。	<p>使用開始日から許可日までの取扱について誤認していたため発生した案件です。今後同様の事案が発生した場合は遡って許可するのではなく、許可日以前の使用料相当額については民法第703条に基づく不当利得請求等で適切に対応します。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
31	土木	対馬振興局建設部上県土木出張所	公文書の写しの交付手数料に係る証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない。	今回の指摘は、長崎県証紙条例施行規則に定められた、証紙収入実績簿の作成を失念していたものです。今回の指摘を踏まえ、今後同様の事案が発生しないよう、 ①綴りファイル作成時、根拠条文等をファイル表紙の裏面に貼り付けるとともに、証紙収入実績簿を常にファイルのトップに配置する。 ②決裁時、決裁文書をバインダーで回すのではなく、ファイルごと決裁に回すよう、表紙及び背表紙にその旨を記載する。 ③証紙収入実績簿自体に、①の「トップに配置する」及び②の「ファイルごと決裁」の旨を記載する。 などの再発防止策を講じました。 今後も適正な事務の執行に努めてまいります。
32	土木	県央振興局建設部河港課	船津ダム浄化槽保守点検業務において、契約が遅延している。また、浄化槽点検期間が適切でない。	浄化槽の保守点検において、法令では浄化槽の規模によって3か月もしくは4か月に1回以上の点検が必要となるなど、年度初めの業務の引継ぎの不備により発注時期が遅れ、適正な点検頻度を確保できなかった案件です。 本年度から、毎年度初めに発注が必要な委託等のリストを作成し、課長、班長、担当で共有することにより、発注遅れや漏れがないか確認を徹底し、適正な点検頻度の確保を行ってまいります。
33	土木	五島振興局建設部道路課	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託について、見積徴取時に業者の資格の確認を行っていない。	契約前に許可業者であることを確認し、契約を行っていましたが、見積徴取時においては、昨年と同じ業者であったため、見積業者が産業廃棄物収集・運搬及び処分の許可業者であることの確認が不十分でありました。 今後は、見積徴取時に、許可業者であることを事前確認し、見積を徴取することとします。また見積徴取する伺いには、見積業者が許可業者であることが確認できる資料を添付します。
34	土木	五島振興局建設部河港課	琴石川通常砂防工事他(監督補助業務委託)において、対象工事の件数が大幅に減少したにもかかわらず、業務量は変わらないとして減額等の検討を行っていない。	本業務は従事期間を計算の基礎としており、契約期間の変更がなかったため、対象工事の件数が大幅に減少したにもかかわらず、減額等の検討・契約変更を行っていません。 今後は、対象工事の件数の増減に合わせて変更を行ってまいります。また、大幅な対象工事の件数の減少が生じた場合は、契約期間の短縮などについて慎重に検討し受注者と協議を行ってまいります。
35	土木	五島振興局建設部福江ダム管理事務所	福江ダム水質分析業務において、契約書が省略できる建設関連業務委託でないにもかかわらず、契約書を作成していない。	当該業務は契約書の省略が可能な業務と誤った認識をしていたことにより契約書を作成していません。 指摘後は、起案時に契約書案を添付するとともに、当該業務は契約書の作成が必要な事務委託であることを引継書にも明記しました。 また、経理班においても書類へ添付するチェックリスト及びチェックリストの種類(事務委託用であるか)の確認を入念に行うよう再度周知し、後任の担当者へも確実に引継ぎを行いました。

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
36	土木	老岐振興局建設部建設課	浜田川通常砂防工事(法面工)の変更契約において、労務費と機械経費に係る補正係数を算入せずに誤って設計額を積算している。	検算時・決裁時に、設計書の積算条件のページで諸経費区分に週休2日の補正:4週8休以上又4週7休等の記載がある場合は、内訳書のページで各種項目において、同様の補正内容による労務費と機械経費に係る補正係数が計上されているかの確認を重点的に実施するよう周知を行い、今後、再発防止に努めてまいります。 なお、正しく設計額を算出し直した結果、発生した差額については、請負者へ支払いを行いました。
37	土木	五島振興局上五島支所建設部管理・用地課、建設課	水防倉庫にある丸太について、台帳と実際の保管数量が異なっている。 また、同倉庫に保管されている信号機について、物品登録がなされていない。 さらに、同敷地内に保管されている電動ホイストについて、物品の管理者等が把握していない。	水防倉庫にある丸太については、現地確認を行ったうえで、保管数量と使用数量を記載する受払簿を作成しました。今後は、受払簿により、適切な出納管理を行ってまいります。 信号機については、警察への譲渡について、警察と協議しましたが、不要との回答を得たため、令和3年度の早い時期に処分します。 電動ホイストについては、過去の担当者・町への聞き取りの結果、当倉庫に所在するに至った経緯を確認できなかったこと、また、老朽化が進んでおり、実用に耐えないことから、令和3年度の早い時期に処分します。
38	土木	老岐振興局建設部建設課	融雪剤として使用する塩化カルシウムについて、在庫の中には湿気等により固まって使用に支障があるものが多数生じている。	保管場所は、これまでの倉庫入り口付近から倉庫奥側へ移動し雨水等の影響を受けないようにしました。また、塩化カルシウムの保管状態を定期的に確認し、適切に管理して参ります。
39	土木	五島振興局建設部管理・用地課	港湾施設等の目的外使用許可等において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。	監査以前は原状回復届について一部未提出がありましたが、監査以降は課内で提出の有無について確認を徹底し提出を受けています。
40	土木	五島振興局上五島支所建設部管理・用地課	有川港他2箇所において、長年占用許可を取ることなく放置された船舶の所有者に対し、十分な対応が取られていない。	これまで所有者に対し指導を行い、漁協とも連携しながら漂流しない措置などを講じてきました。 しかしながら、令和2年9月に所有者が死亡し、相続人からは相続放棄の手続きも行われたため所有者が不在となっています。 放置廃船に係る対応については、危険防止措置を実施しており、今後、管理上支障にならない場所への移動について検討します。 また、港湾水域内の放置廃船については、沈没の恐れなどの状況について本庁及び地元町や漁協などで構成する放置廃船対策協議会とも協議しながら対応を検討します。
41	土木	老岐振興局建設部管理・用地課	港湾施設の目的外使用許可において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。	監査以前は原状回復届について一部未提出がありましたが、監査以降は課内で提出の有無について確認を徹底し提出を受けています。

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
42	土木	壱岐振興局 建設部空港 管理事務所	壱岐空港において、工作物設置許可が行われていないカメラ等が設置されている。	許可書には架空ケーブルのみ記載していましたが、令和3年度の許可書からカメラケーブルだけでなく、カメラ等についても使用許可項目として記載しております。今後は許可物件すべてを記載するように注意してまいります。

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
1	水産	漁港漁場課	<p>○放置廃船について</p> <p>港湾・漁港施設の放置廃船対策については、現地確認や撤去指示等が行われているものの、後期監査においても多数の放置廃船が確認されている。</p> <p>これら放置廃船は、港湾・漁港施設の適正な管理に支障を及ぼすのみならず、沈没して、施設管理者である県による引き上げが必要になる場合もあり、収入未済発生の一因ともなっている。</p> <p>また、所有者を把握していながら、十分な対応がなされない間に、所有者が死亡してしまう事例も生じており、遅滞なく対応を行うことが不法占用の減少に繋がるものと考え。</p> <p>本庁所管課においては、港湾・漁港施設の適正な管理の為、個別具体的な方針を定め早期対応に努めるよう関係地方機関へ周知徹底されたい。</p>	<p>港湾・漁港施設の放置廃船対策については、平成28年11月に県、海上保安部、県警本部で構成する「長崎県港湾漁港放置廃船対策協議会」を立ち上げ、これまで情報共有を図りながら合同パトロールを実施するとともに、市町漁協等への啓発チラシ・ポスター配布や、係船料納付シールによる台帳管理や追跡調査を実施してきました。</p> <p>令和2年12月末における放置廃船数は、港湾285隻(内所有者判明120隻)、漁港452隻(内所有者判明147隻)となっており、令和2年1月から12月までの是正措置として、口頭指導263件、撤去指示書貼付245件、所有者探索275件などを継続して実施し、119隻(港湾51隻、漁港68隻)の撤去を確認しています。</p> <p>しかしながら、新たに放置廃船として187隻(港湾65隻、漁港122隻)が確認されており、全体的な発生抑制に関しての対策効果が出ていない状況です。</p> <p>今後は監査結果のご意見を踏まえ、関係機関と協議しながら港湾・漁港施設の適正な管理に支障を及ぼす放置廃船の移動及び沈没の恐れがある放置廃船の事前措置などの具体的な対応方針や、所有者が判明している放置廃船についての踏み込んだ対応方針を定め、地方機関への周知徹底を図ってまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
2	土木	港湾課	<p>○放置廃船について</p> <p>港湾・漁港施設の放置廃船対策については、現地確認や撤去指示等が行われているものの、後期監査においても多数の放置廃船が確認されている。</p> <p>これら放置廃船は、港湾・漁港施設の適正な管理に支障を及ぼすのみならず、沈没して、施設管理者である県による引き上げが必要になる場合もあり、収入未済発生の一因ともなっている。</p> <p>また、所有者を把握していながら、十分な対応がなされない間に、所有者が死亡してしまう事例も生じており、遅滞なく対応を行うことが不法占用の減少に繋がるものと考える。</p> <p>本庁所管課においては、港湾・漁港施設の適正な管理の為、個別具体的な方針を定め早期対応に努めるよう関係地方機関へ周知徹底されたい。</p>	<p>港湾・漁港施設の放置廃船対策については、平成28年11月に県、海上保安部、県警本部で構成する「長崎県港湾漁港放置廃船対策協議会」を立ち上げ、これまで情報共有を図りながら合同パトロールを実施するとともに、市町漁協等への啓発チラシ・ポスター配布や、係船料納付シールによる台帳管理や追跡調査を実施してきました。</p> <p>令和2年12月末における放置廃船数は、港湾285隻(内所有者判明125隻)、漁港452隻(内所有者判明147隻)となっており、令和2年1月から12月までの是正措置として、口頭指導263件、撤去指示書貼付245件、所有者探索275件などを継続して実施し、119隻(港湾51隻、漁港68隻)の撤去を確認しています。</p> <p>しかしながら、新たに放置廃船として187隻(港湾65隻、漁港122隻)が確認されており、全体的な発生抑制に関しての対策効果が出ていない状況です。</p> <p>今後は監査結果のご意見を踏まえ、関係機関と協議しながら港湾・漁港施設の適正な管理に支障を及ぼす放置廃船の移動及び沈没の恐れがある放置廃船の事前措置などの具体的な対応方針や、所有者が判明している放置廃船についての具体的な対応方針を定め、地方機関への周知徹底を図ってまいります。</p>

2教総第140号
令和3年5月27日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 吉村 洋 様
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県教育委員会教育長 平田 修三
(公印省略)

令和2年度普通会計定期監査(後期)結果に係る措置について(通知)

令和3年3月22日付R02-21000-01093にて提出された監査結果に基づき、別紙
のとおり措置を講じましたので通知します。

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	教育	長崎工業高等学校	長崎市道の道路区域内にある電柱等について、誤って使用許可を行っている。	<p>公有財産使用許可申請書が提出された際に現場確認を行っていなかったことが原因であると考えております。</p> <p>なお、使用料の還付については、事業者から放棄する旨の通知を受けております。</p> <p>今後は、使用許可等事務処理の際に現場の写真を添付する等、事務室職員全員で状況を把握できるよう努めてまいります。</p>
2	教育	川棚高等学校	水道料金が大きく増加しているにもかかわらず、原因の確認を行わないまま、1年半にわたり漏水による過大な水道料金を支払っている。また、その過大に支払った水道料金について、減免の手続きを行っていない。	<p>水道使用量は通常時であっても、年度や月によってある程度の上下があり、漏水が発生した時期と思われる後も、通常時と同程度の水量となっている時期もあったことから、早い段階で気付くことができませんでした。今回の指摘後に、水道使用量の確認方法について検討し、出勤時及び退勤前の水道使用量メーターの確認、記録を行うようにしました。</p> <p>また、減免の手続きについては、漏水確認時から原則として1ヶ月以内に修理を完了して修理証明書を提出のうえ減免申請することとなっており、漏水確認時から1ヶ月以内に修理が完了できていなかったことから、減免の対応はできないと思っていたため手続きを行っていませんでした。</p> <p>今後同様の事案が発生した場合、水道料金の減免措置について、町への速やかな連絡に努めてまいります。</p>
3	教育	大村高等学校	職員住宅ベランダ手すり等改修において、契約保証金免除の要件を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を徴していない。	<p>予定価格が160万円以下であり、過去の実績から履行が完全に行われると判断し、財務規則第113条第6号を適用して、契約保証金を免除しましたが、本条項は随意契約の場合にしか適用できないことを見落としていたことが原因です。</p> <p>契約保証金に限らずすべての事項において、思い込みで仕事をしないよう、その都度入札契約マニュアル等において根拠となる条項を確認するよう改めました。</p>
4	教育	豊玉高等学校	委託にかかる契約書等について、検印を受けることなく公印を押印している。	<p>契約書等の作成にあたっては、これまでも決裁を受けた支出負担行為決議書でチェック、訂正の入ったものについては浄書し、間違いがないかを確認したうえで公印の押印を行っているところですが、公印押印のための手続きとして、認識不足により契約伺を兼ねた支出負担行為決議書に浄書、校合、検印欄に押印がなされていなかったため、指摘を受けたものです。</p> <p>今後は、公印を押印する場合、公印を押印する書面に決裁文書を添えて事務長へ提出し、事務長による検印を確実に受けた上で、公印を押印するように改めました。</p>
5	教育	国見高等学校	蛍光灯等の処分において、処理方法を産業廃棄物とすべきところ、一般廃棄物としている。	<p>蛍光灯には水銀が含まれているため、水銀使用製品産業廃棄物の扱いとなり、事業所から処分する場合は、産業廃棄物として処理することになってはいますが、一般廃棄物収集運搬業者と蛍光灯処分も含めて契約をしていたことで、指摘を受けました。</p> <p>令和2年度から、蛍光灯処分については、産業廃棄物収集運搬処理業務として契約し処理を行いました。</p> <p>また、使用済の蛍光灯は、鍵付倉庫に保管し、不燃ごみの置き場には置かないようにして、一般廃棄物と混在しないようにしました。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
6	教育	北松西高等学校	職員住宅ブロック塀改修工事の請負契約において、契約保証金を徴していない。	<p>落札後の当初手続において、請負業者が履行保証保険に加入する予定であったところ、急遽契約保証金の納付への変更を希望され、担当者に契約保証金の納付書発行を依頼されていましたが、後日、事務長が請負業者に履行保証保険証の提出を求めた際に、担当者が納付書を依頼されたことを失念していたことが発覚しました。適切なタイミングでの確認を怠ったこと、請負業者との連携不足が原因であると考えられます。</p> <p>本来、契約保証金の納付または履行保証保険への加入については、契約締結前に十分な確認を行うべきことですので、財務規則や入札・契約事務マニュアル等で事務の再確認をするとともに、今後、同様の工事の際は請負業者にはっきりと契約保証金納付か履行保障保険加入かか意思確認を行い、履行の確認を行ったうえで契約を締結することを徹底してまいります。</p>
7	教育	島原農業高等学校	牛の配合飼料購入(単価契約)について、生乳の買取を条件としているため、契約の相手方が特定されることを知りながら、これまで見積辞退している業者へ引き続き見積執行通知を行っている。	<p>平成27年度から、生乳の買取を条件に入れた単価契約の見積合わせを行っており、毎年1者以外すべて辞退の状況が継続していたにも関わらず、条件の見直し等を行ってこなかったため、実質1者随意契約状態が続いたことが、今回の指摘となりました。</p> <p>前年度までの処理内容を充分精査せず、同様の処理を毎年繰り返していたことが原因で、令和3年度から、生乳の買取を見積条件から削除しました。</p> <p>今後は、実質1者随意契約状態が3回以上続いた場合、業者に十分な事象理由の聞き取り等を行い、見積条件の見直しを行ってまいります。</p>
8	教育	諫早商業高等学校	消防設備等点検業務委託において、複数年にわたり防排煙設備の不作動が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。また外壁打診調査業務委託において、不良箇所に係る修繕費用等の検討が行われていない。	<p>令和2年5月に所管課へ消防設備修理にかかる予算要求を行うこととしましたが、見積書に不備があったため令和2年度の消防設備等点検結果を踏まえて改めて見積書を取り直し予算要求し、令和3年3月に設計委託を終えたので、令和3年度に至急改修工事を行うこととしています。</p> <p>今後は、点検結果を踏まえて所管課に予算要求を行い、不良箇所の改修に努めてまいります。外壁打診調査に関しては、部分補修の見積額を業者に依頼し、対応について所管課と相談する予定です。</p> <p>危険度・緊急度が高いものは、確実に所管課へ予算要求を行うとともに、対応状況を事務室全員が認識し相互チェックすることとしました。</p>
9	教育	長崎明誠高等学校	植木管理等業務委託において、誤った内容で契約締結後、担当者のみの判断で契約書の差替えを行っている。	<p>植木管理業務委託において、契約伺において削除した文言が残ったまま契約書を取り交わしてしまい、その後、担当者が誤りに気づき修正する際に、文書による決裁をとらないまま、契約書を取り交わしてしまいました。契約書作成時の浄書、校合、検印が形骸化していたために、誤った内容の契約書を取り交わしてしまったこと、また、契約書を是正することについて「誤りを正しくするだけだ」と担当者が軽く考えてしまったために、口頭での報告で文書による決裁を経ない形での契約書の差し替えをしてしまったことが原因です。</p> <p>指摘後は、契約伺時に担当者が浄書、校合は担当と副担当が立ち合いのうえ、確実に伺いと原本を照合し、事務長が検印を行うことを徹底しました。また、契約書がいかに重要な書類であるかを事務室内で確認し、契約書の変更等に係る意思決定については、必ず契約者である校長まで書面での決裁をする必要があることについて意識の共有を行いました。今後は取組みを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
10	教育	長崎特別支援学校	<p>一般廃棄物収集運搬処分業務委託において、FAX見積が同価であった業者にくじを引かせる手続を誤っている。</p>	<p>一般廃棄物収集運搬処理業務委託に係る見積書をFAX受領した時に、2者が最低金額で同額となったため、当日の16時30分を提出期限としてFAXくじの提出を依頼しました。うち1者が提出期限を過ぎての提出でしたが、そのことに気付かずそのまま受付を行い、くじを実施、業者決定を行っていたことで、誤った手続きとして指摘を受けたものです。</p> <p>提出期限内かどうかの確認を怠り、結果として期限後に提出のあったものを含めてくじを実施し、業者決定に至ってしまいました。</p> <p>今後は担当者だけでなく、提出期限が定められたものについては事務職員全体での情報共有を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
11	教育	桜が丘特別支援学校	<p>プール清掃業務委託において、産業廃棄物(汚泥)の処分の許可が無い業者に業務を委託している。</p>	<p>業者選定において、業務の主体である「清掃業務」に実績のある業者を選定していましたが、業務仕様には清掃業務によって生じる汚泥処分が含まれており、産業廃棄物の収集運搬や処分の有無を確認する必要があることに気づかず、結果、収集運搬の許可は持っているが、処分の許可は持っていない業者に委託していました。</p> <p>当該業務は、以前から同じ業務委託仕様及び業者選定方法で実施されてきたこと、また、収集運搬及び処分の許可も有する業者である必要性の認識がなく、業者選定方法に問題があることに気づかなかったことなど、前年度どおり実施すれば問題ないとの前例主義があったことが原因と考えます。</p> <p>予備監査後は、他業務委託でも同様の誤りがないかの再確認を行いました。今後は、業務委託の仕様と業者選定の関係については、十分注意する必要があること、また決裁においては、前例主義とせず、疑問点がある場合は必ず確認を行うことを事務室全体での共通認識とし、不適切な会計処理の防止に努めてまいります。</p>
12	教育	諫早東高等学校	<p>施錠設備がなく、「医薬用外劇物」の表示がない冷蔵庫に、一般薬品と一緒に保管されている劇物がある。</p>	<p>劇物である過酸化水素水の気化を防ぐために冷蔵庫内で冷蔵保存しておりましたが、施錠設備がないことに加え、医薬用外劇物の表示もなく、一般薬品3点を同じ冷蔵庫に入れて保管していたことは、準備室内に生徒が入り、触れる環境にはなかったものの、薬品の安全管理上必要な措置の認識が不足しておりました。</p> <p>監査終了後、直ちに冷蔵庫に鍵を取り付け、劇物表示するとともに、冷蔵庫内部に箱を設置し、その中に収納のうえ管理するよう改めました。また、混置していた一般薬品については、冷蔵保管が必要か否かの精査を行い、冷蔵庫には収納せず、一般薬品庫にて管理することとしました。</p> <p>劇毒物の管理については、施錠設備、医薬用外劇物・毒物の表示を行うとともに一般薬品との混置がないよう、物品管理者である校長を始め、教頭、事務長、理科教諭、実習助手で連携しながら、年度当初において、劇毒物の管理に必要な措置を改めて認識するための校内研修等を実施してまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
13	教育	対馬高等学校	<p>物品の所在不明や配置場所の不一致が多数発生しており、点検等の物品の管理が不十分である。</p>	<p>年1回の物品管理簿との点検・照合時において、「点検・照合結果報告書」に配置場所と異なる場所に置かれていた物品や所在不明と記載された物品があったため、管理が不十分との指摘を受けました。</p> <p>全ての物品について、年度内に所在を確認しています。所在不明や配置場所の不一致が発生した原因としては、黒板など、本校での様々な事業にかかる授業や発表などの場において、配置場所を変更して使用する機会が多く、その際に配置場所に戻し忘れていたり、所在不明とされていたもののうち、そもそも正しい配置場所に配置されていたものの、シールの劣化等により、物品点検時に点検者が見落としていた物品があったことでした。</p> <p>対象となる物品について、備品シールの貼り直しや、実情に即した配置場所への変更を行いました。今後は、日頃から適切な物品の管理を行うことはもちろんのこと、使用した物品は元に戻すように全職員に周知・徹底を行い、適正な管理に努めてまいります。</p>
14	教育	島原農業高等学校	<p>昨年度の監査での指摘にもかかわらず、生産品出納簿において生産品数量が管理されておらず、受入・払出の適正な管理が行われていない。</p>	<p>昨年度、生産品の受入・払出について十分な管理がなされていない点について指摘があり、生産報告並びに不用決定処分伺書等による受入・払出の報告方法を見直し、適切に報告が行えるよう改善をしましたが、生産品出納簿については、一律に処分日のみの記載となっていたため、今回の指摘となりました。</p> <p>報告書の改善を行ったことで適正な管理が行われたと思いつき、出納簿の記入方法についてまで改善が及ばなかったことが原因です。</p> <p>指摘後は、生産報告に合わせて生産出納簿の処理も行うように見直しました。今後は、担当者だけでなく、事務室全体で記載方法について確認を行い、適正な管理を行うよう努めてまいります。</p>
15	教育	鶴南特別支援学校	<p>教師用の情報端末1台が紛失しており、物品の管理が不十分である。</p>	<p>県から保有状況の調査を受け、校内の情報端末(iPad)の点検を行ったところ、職員室の金庫(電子キー方式)に保管してあった教師用の端末1台が紛失していることが判明したものです。</p> <p>定期的な点検を行っておらず、持ち出す場合は貸出簿に各自で記入する取り決めでしたが、徹底されていませんでした。</p> <p>今回の件を受けて、端末の管理運用方法について次のように定め、より厳重に管理を行うようにしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は端末を使用する際は管理職に報告し、管理職は貸出簿に確実に記入されているか確認する。 ・返却時においても管理職に報告し、管理職は個人情報等のデータが完全に消去されているか確認する。 ・毎日、担当職員が放課後に台数及び保管金庫施錠の確認を行い、その結果を管理職に報告する。 ・貸出簿には新たに備品の整理番号を記入する欄をもうける。
16	教育	島原翔南高等学校	<p>合宿所(県有財産)の管理において、光熱水費を私費会計(同窓会館運営費)で負担させているが、その根拠が不明確である。</p>	<p>当該施設は県有財産ではありますが、部活等の合宿を主たる目的として使用しており、全生徒から毎月徴収した運営費(私費会計)で光熱水費を負担していました。県有財産である施設の光熱費を、運営費(私費会計)で負担させる根拠が不明確ではないかということで、指摘を受けたものです。</p> <p>合宿等の利用によるものであるため、使用者負担という認識であったため、私費会計で負担していました。</p> <p>県有財産の管理においては、原則として私費会計による負担はないものと整理して、令和3年度から、光熱費については県費負担としました。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
1	教育	教育環境整備課	<p>○燃料類の単価契約について</p> <p>LPガス等の燃料単価契約においては、年間を通して価格が大きく変動する可能性があるにも関わらず、市場価格の変動に基づく契約単価の変更について、取扱いを定めていない事例や、取扱いは定めているものの、契約単価の変更手続きを行う目安となる価格の変動幅等の基準を設けていない事例が確認された。これらの契約の場合、市場価格が大きく変動した場合においても、変更契約は行われていない。</p> <p>さらに、契約書自体の内容に問題はないが、契約内容に沿った市場価格の変動の把握を怠っている事例も見受けられた。</p> <p>本庁所管課においては、LPガス等燃料契約単価の変更について、契約変更を協議すべき変動幅の考え方などを示すとともに、各県立学校における契約事務の適正化について周知徹底されたい。</p>	<p>学校における燃料単価契約の状況等を調査した後、市場価格の把握方法や変動幅の考え方を整理するように検討しています。</p> <p>燃料単価契約事務の参考となるような事例を示し、周知することで、各学校の契約事務の適正化に努めてまいります。</p>

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
2	教育	教育環境整備課	<p>○寄贈品及び県費外購入等物品について</p> <p>県立学校においては、PTAや同窓会等が購入した物品が多く存在しており、これらの物品は、寄贈品として県有となっているものと、PTA等の所有のまま管理をしているものがある。後者については、「長崎県立高校における県費外購入等物品に関するガイドライン」により、県費外購入等物品であることの表示を行うことや、管理物品の一覧表を作成することが求められている。</p> <p>これらの管理状況を確認したところ、寄贈を受けたものの寄付受納の手続きがとられているか確認できない事例や、県費外購入等物品であることの表示が行われていない事例、管理物品の一覧表が現状と大きく異なっている事例等が散見された。</p> <p>本庁所管課においては、寄贈品等の速やかな寄付受納の手続き、並びに、県費外購入等物品のガイドラインに基づく適正な管理について、県立学校へ周知徹底されたい。</p>	<p>今回の意見を受け、令和3年3月29日付け2教環第539号において、「県費外購入等物品に関するガイドライン」について、再度周知するとともに、適正な物品管理についての通知を行いました。</p> <p>今後は、学校実態調査等の機会を通じて、ガイドラインに沿った管理がなされているか確認し、適正な管理に努めるよう周知してまいります。</p>

長公委(会)第1号
令和3年5月27日

長崎県監査委員	濱本 磨毅穂 様
長崎県監査委員	砺山 和仁 様
長崎県監査委員	吉村 洋 様
長崎県監査委員	坂本 浩 様

長崎県公安委員会委員長
(公印省略)

令和2年度普通会計定期監査(後期)結果に係る措置について(通知)

令和3年3月22日付R02-21000-01098にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和2年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	警察	島原警察署	<p>島原警察署庁舎清掃作業委託において、仕様書に記載された作業内容(日数)と異なる作業を受託者へ依頼している。</p> <p>また、実際の作業日数ではなく、仕様書に合わせて実績報告書を作成するように指示している。</p>	<p>本件は作業日が祝日であった場合、直後の平日に作業を行うという口頭申合せ事項を仕様書に記載しておらず、また、その場合に契約業者が作業実績を実績報告書に記載せずに報告したものをそのまま受理していたものです。</p> <p>今後は、仕様書の内容の変更を行った上で、実績報告書の作業日確認を確実にを行い、適正な作業実績管理に努めてまいります。</p>
2	警察	五島警察署	<p>消防用設備等点検業務委託において、避難はしご交換及び消火器具が不良との点検結果報告があつていたにもかかわらず、対応がなされていない。</p>	<p>本件は、消防用設備点検時に判明した不良箇所について、対応が遅れたものです。</p> <p>不良箇所については、全て改善を行ったところですが、安全に直結することありますので、今後不良箇所が判明した際は、速やかな対応をとるよう努めてまいります。</p>
3	警察	時津警察署	<p>物品の点検・照合の際に、備品である空気調和装置がないものと誤認し、物品管理システム上、不用決定決議を行っている。</p>	<p>本件は、現物の確認を行わず誤って不用決定を行ったものです。</p> <p>当該物品は、現物確認を行った上でシステムの再登録を行ったところですが、今後は、同種事案が生じないよう、確実な点検を行い、適正な物品管理に努めてまいります。</p>